

前 金	部 分 払
有	一 回

令和 4 年 度
下 工 公 補 第 1 2 号

北部第 1 0 汚水幹線築造工事設計書

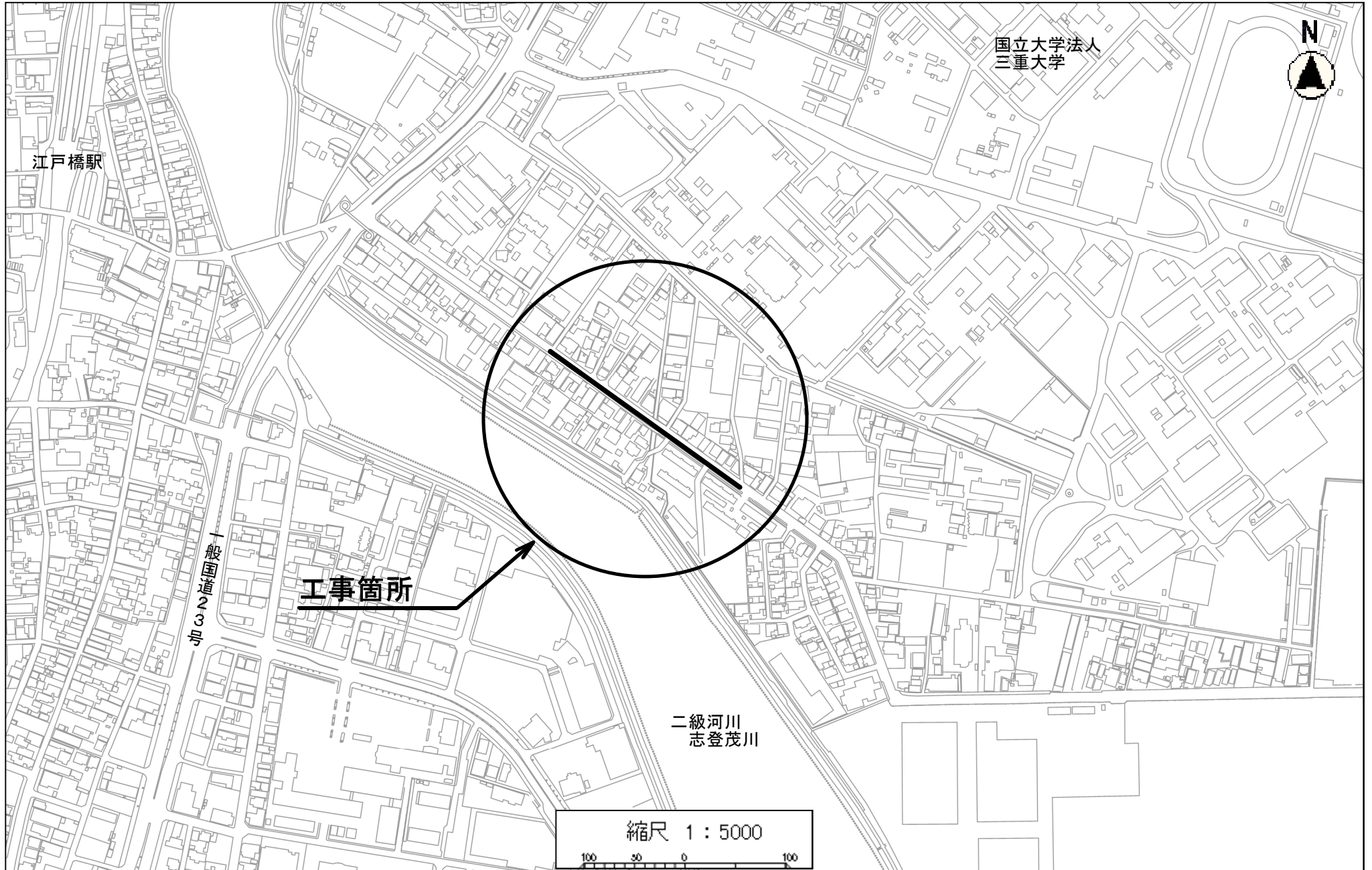
工 事 仕 様 は 特 記 以 外 は 三 重 県 公 共 工 事 共 通 仕 様 書
及 び 工 事 監 督 員 の 指 示 に よ る 。

津 市
上 下 水 道 事 業 局 下 水 道 工 務 課

令和4年度		下工公補 第12号		工 事 設 計 書	
施工場所		津市江戸橋一丁目及び江戸橋二丁目地内		担当参事(兼)課長	
				検 算 者	
工 事 名		北部第10汚水幹線築造工事		調整担当主幹	
				担当主幹	
設 計 額		(うち消費税等相当額)		担当副主幹	
				設 計 者	
工 期		令和 5年 2月10日限り			
長	—	巾	—		
工 事 の 大 要					
管推進工(管径450mm) 222 m 組立マンホール工 3 箇所					

位置図

令和4年度下工公補第12号
北部第10汚水幹線築造工事



工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(補助)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
管路(補助)				式		1		
管きょ工(小口径推進, 管径RS φ 450mm, 泥水工法)				式		1		
小口径泥水推進工				式		1		
推進用鉄筋レゾンクリート管(小口径泥水)			RS450	m		222		
発生土処理			ダンプトラック 4t 積級 4km DID区間あり	m3		50		
立坑内管布設工				式		1		
レゾンクリート管			RS450	m		2		
継手類			RS450	式		1		

工事数量総括表

		工事名	北部第10汚水幹線築造工事			当初	事業区分	下水道	
							工事区分	管路(補助)	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
仮設備工(小口径)				式		1			
坑口(小口径)			発進又は到達	箇所		4			
鏡切り			土留め形式小型立坑	箇所		4			
推進設備等設置撤去			設置・撤去の別 据付・撤去	箇所		1			
支圧壁				箇所		2			
送・排泥設備工				式		1			
送排泥設備(小口径泥水)				式		1			
泥水処理設備工				式		1			

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事			当初	事業区分	下水道	
							工事区分	管路(補助)	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
泥水处理設備				式		1			
泥水運搬処理			有り 60.0 k m以下	m3		42			
補助地盤改良工				式		1			
薬液注入			既設M23- 1(坑口上流) 溶液型無機系	本		7			
薬液注入			M19- 1(坑口下流) 溶液型無機系	本		9			
薬液注入			M19- 1(坑口上流) 溶液型無機系	本		9			
薬液注入			M17- 1(坑口下流) 溶液型無機系	本		7			
注入設備据付・解体			車上	現場		1			

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事			当初	事業区分	下水道	
							工事区分	管路(補助)	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
立坑工（鋼製立坑）M19-1（φ2500）				式		1			
管路土工				式		1			
管路埋戻			コンクリート 18-8-40BB	m3		9			
管路埋戻			RC-40	m3		4			
発生土処理			ダンプトラック 4t 積級 4km DID区間あり	m3		30			
鋼製ケーシング 式土留工及び土工（φ2500）				式		1			
鋼製ケーシング 圧入掘削			呼び径 φ2500mm	箇所		1			
底盤コンクリート			30-18-25（20）	箇所		1			

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事			当初	事業区分	下水道
							工事区分	管路(補助)
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
圧入掘削設備			呼び径 φ 2500mm	箇所		1		
鋼製ケーシング 存置			呼び径2500	式		1		
仮設ケーシング 損料			呼び径2500	式		1		
立坑排水			標準 (1.0)	箇所		1		
排水運搬処理			スライム処理 60.0 k m以下	箇所		1		
円形覆工板			呼び径 φ 2500mm	箇所		1		
立坑工（鋼製立坑）M23- 1（φ 1800）				式		1		
管路土工				式		1		

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事			当初	事業区分	下水道	
							工事区分	管路(補助)	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
管路埋戻			コンクリート 18- 8- 40BB	m3		3			
管路埋戻			RC- 40	m3		1			
鋼製ケーシング 式土留工及び土工（φ 1800）				式		1			
鋼製ケーシング 圧入掘削			呼び径 φ 1800mm	箇所		1			
円形覆工板			呼び径 φ 1800mm	箇所		1			
立坑水替工				式		1			
立坑水替			作業時排水 発動発電機	日		1			
立坑工（鋼製立坑） M17- 1（φ 1800）				式		1			

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事			当初	事業区分	下水道
							工事区分	管路(補助)
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
管路土工				式		1		
管路埋戻			コンクリート 18- 8- 40BB	m3		2		
管路埋戻			RC- 40	m3		1		
発生土処理			ダンプトラック 4t 積級 4km DID区間あり	m3		10		
鋼製ケーシング 式土留工及び土工（φ1800）				式		1		
鋼製ケーシング 圧入掘削			呼び径 φ 1800mm	箇所		1		
底盤コンクリート			30- 18- 25（20）	箇所		1		
圧入掘削設備			呼び径 φ 1800mm	箇所		1		

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事			当初	事業区分	下水道
							工事区分	管路(補助)
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
鋼製ケーシング 存置			呼び径1800	式		1		
仮設ケーシング 損料			呼び径1800	式		1		
立坑排水			標準 (1.0)	箇所		1		
排水運搬処理			スライム処理 60.0 k m以下	箇所		1		
円形覆工板			呼び径 φ 1800mm	箇所		1		
マンホール工				式		1		
組立マンホール工				式		1		
組立2号マンホール			T-25	式		1		

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事			当初	事業区分	下水道
							工事区分	管路(補助)
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
付帯工				式		1		
舗装撤去工(鋼製立坑)				式		1		
舗装版切断			アスファルト舗装版 15cm以下	m		8		
舗装版破碎			舗装版種別アスファルト舗装版	m2		15		
殻運搬			殻種別舗装版破碎	m3		0.7		
殻処分			殻種別アスファルト殻	m3		0.7		
舗装仮復旧工(鋼製立坑)				式		1		
下層路盤(歩道部)			路盤材種類再生クラッシュラン RC- 40; 仕上り厚250mm	m2		15		

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事			当初	事業区分	下水道	
							工事区分	管路(補助)	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
表層(車道・路肩部)			材料種類再生密粒度ｱｽｺﾝ(13); 舗装厚50mm; 平均幅員1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2		15			
舗装撤去工(本復旧)				式		1			
舗装版切断			ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m		73			
舗装版破碎			舗装版種別ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版	m2		236			
殻運搬			殻種別舗装版破碎	m3		19			
殻処分			殻種別ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		19			
舗装復旧工(本復旧)				式		1			
不陸整正			有り 9mm以上13mm未満 再生ｸﾗｯｼｬﾝ	m2		197			

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事		当初	事業区分	下水道	
						工事区分	管路(補助)	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
不陸整正(歩道)			有り 9mm以上13mm未満 再生クラッシュラン	m2		39		
基層(車道・路肩部)			3. 0m超 50mm 再生粗粒度アスコン(20) ; 舗装厚50mm; 平均幅員3. 0m超	m2		189		
表層(車道・路肩部)			材料種類再生密粒度アスコン(13); 舗装厚50mm; 平均幅員3. 0m超	m2		189		
表層(車道・路肩部)			材料種類再生密粒度アスコン(13); 舗装厚50mm; 平均幅員1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2		8		
表層(歩道部)			材料種類再生密粒度アスコン(13); 舗装厚30mm; 平均幅員1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2		39		
区画線工				式		1		
溶融式区画線			施工方法区分溶融式手動; 規格・仕様区分実線 15cm; 塗布厚厚1. 5mm; 排水性舗装無し	m		46		
高視認性区画線			リブ式 実線 20cm 黄 鉛・クロムフリー	m		46		

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事			当初	事業区分	下水道	
							工事区分	管路(補助)	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
仮設工				式		1			
交通管理工				式		1			
交通誘導警備員			交通誘導警備員B	人日		196			
直接工事費				式		1			
共通仮設				式		1			
共通仮設費				式		1			
運搬費				式		1			
重建設機械分解組立輸送費				回		1			

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事			当初	事業区分	下水道	
							工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
仮設材運搬費				式		1			
仮設材等積込み取卸し				式		1			
事業損失防止施設費				式		1			
地下水観測費				式		1			
技術管理費				式		1			
本管 T V 調査				m		224			
共通仮設費（率計上）				式		1			
純工事費				式		1			

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事			当初	事業区分	下水道	
							工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
現場管理費				式		1			
工事原価				式		1			
一般管理費等				式		1			
スクラップ評価額				式		1			
工事価格				式		1			
消費税相当額				式		1			
工事費計				式		1			

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事(单独)			当初	事業区分	下水道	
							工事区分	管路(单独)	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
管路(单独)				式		1			
付帯工				式		1			
区画線工				式		1			
熔融式区画線			施工方法区分熔融式手動; 規格・仕様区分実線 15cm; 塗布厚1.5mm; 排水性舗装無し	m		46			
仮設工				式		1			
交通管理工				式		1			
交通誘導警備員			交通誘導警備員B	人日		6			
直接工事費				式		1			

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事(单独)			当初		事業区分	下水道	
								工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要		
共通仮設				式		1				
共通仮設費				式		1				
事業損失防止施設費				式		1				
試掘調査(1)			M19- 1	箇所		1				
試掘調査(2)			M17- 1	箇所		1				
試掘調査(3)				箇所		2				
役務費				式		1				
借地料				式		1				

工事数量総括表

		工事名	北部第10污水幹線築造工事(单独)			当初		事業区分	下水道	
								工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要		
共通仮設費（率計上）				式		1				
純工事費				式		1				
現場管理費				式		1				
工事原価				式		1				
一般管理費等				式		1				
工事価格				式		1				
消費税相当額				式		1				
工事費計				式		1				

令和4年度下工公補第12号
北部第10汚水幹線築造工事

数量総括表
(補助対象工事)

レベル1 : 管路

レベル1 : 共通仮設

レベル1 : スクラップ評価額

数 量 計 算 書						
補助対象工事						
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)		単位	数量
管きょ工(小口径推進,RS450mm,泥水工法)	小口径泥水推進工	推進用鉄筋レジンコンクリート管 (小口径泥水)	RS φ 450 車上	222.0	m	222.0
		発生土処理	31.24 + 20.36	= 51.6	m3	51.6
		立坑内管布設工				
	仮設備工(小口径)	レジンコンクリート管	RS φ 450	1.9	m	1.9
		継手類	別紙単位数量計算書参照	1.0	式	1.0
		坑口(小口径)	RS φ 450	4.0	箇所	4.0
	送・排泥設備工	鏡切り	RS φ 450	4.0	箇所	4.0
		推進設備等設置撤去	RS φ 450	1.0	箇所	1.0
		支圧壁		2.0	箇所	2.0
	泥水処理設備工	送排泥設備(小口径泥水)	RS φ 450	1.0	式	1.0
		泥水処理設備(小口径泥水)	RS φ 450	1.0	式	1.0
		泥水運搬処理	3.38 + 21.32 + 16.75	= 41.5	m3	41.5

数 量 計 算 書						
補助対象工事						
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)			単位 数量
立坑工(鋼製立坑)	補助地盤改良工	薬液注入	二重管ストレーナ工法	既設M23-1(坑口上流)	7.0	本 7.0
		薬液注入	二重管ストレーナ工法	M19-1(坑口下流)	9.0	本 9.0
		薬液注入	二重管ストレーナ工法	M19-1(坑口上流)	9.0	本 9.0
		薬液注入	二重管ストレーナ工法	M17-1(坑口下流)	7.0	本 7.0
		注入設備据付・解体			1.0	現場 1.0
	管路土工	管路埋戻	コンクリート	18-8-40BB	8.6	m3 8.6
		管路埋戻	再生碎石	RC-40	4.3	m3 4.3
		発生土処理			28.2	m3 28.2
	鋼製ケーシング式土留工及び土工(φ2500)					
		鋼製ケーシング圧入掘削	φ2500		1.0	箇所 1.0
		底盤コンクリート	φ2500		1.0	箇所 1.0
		圧入掘削設備	φ2500		1.0	箇所 1.0
		鋼製ケーシング存置	φ2500		1.0	式 1.0
		仮設ケーシング損料	φ2500		1.0	式 1.0

数 量 計 算 書					
補助対象工事					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
立坑工(鋼製立坑)M23-1(φ1800)		立坑排水	φ2500 1.0	箇所	1.0
		排水運搬処理	φ2500 1.0	箇所	1.0
		円形覆工板	φ2500 1.0	箇所	1.0
	管路土工	管路埋戻	コンクリート 18-8-40BB 2.7	m3	2.7
		管路埋戻	再生砕石 RC-40 1.4	m3	1.4
		鋼製ケーシング式土留工及び土工(φ1800)			
	立坑水替工	鋼製ケーシング圧入掘削	φ1800 1.0	箇所	1.0
		円形覆工板	φ1800 1.0	箇所	1.0
		立坑水替	1.0	日	1.0
立坑工(鋼製立坑)M17-1(φ1800)	管路土工	管路埋戻	コンクリート 18-8-40BB 2.4	m3	2.4
		管路埋戻	再生砕石 RC-40 1.4	m3	1.4
		発生土処理	12.8	m3	12.8

数 量 計 算 書					
補助対象工事					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
付帯工	鋼製ケーシング式土留工及び土工(φ1800)	鋼製ケーシング圧入掘削	φ1800 1.0	箇所	1.0
		底盤コンクリート	φ1800 1.0	箇所	1.0
		圧入掘削設備	φ1800 1.0	箇所	1.0
		鋼製ケーシング存置	φ1800 1.0	式	1.0
		仮設ケーシング損料	φ1800 1.0	式	1.0
		立坑排水	φ1800 1.0	箇所	1.0
		排水運搬処理	φ1800 1.0	箇所	1.0
		円形覆工板	φ1800 1.0	箇所	1.0
		組立マンホール工			
		組立2号マンホール	別紙単位数量計算書参照 1.0	式	1.0
付帯工	舗装撤去工(鋼製立坑)	舗装版切断	M23-1 φ1800(覆工板φ2300) (2.30 + 0.20) × tan(22.5°) × 8 = 8.28	m	8.3

数 量 計 算 書					
補助対象工事					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
		舗装版破碎	M19-1 φ2500 $(2.50 + 0.20) \times \tan(22.5^\circ) \times 1.35 \times 1/2 \times 8 = 6.04$ M23-1 φ1800(覆工板φ2300) $(2.30 + 0.20) \times \tan(22.5^\circ) \times 1.25 \times 1/2 \times 8 = 5.18$ M17-1 φ1800 $(1.80 + 0.20) \times \tan(22.5^\circ) \times 1.00 \times 1/2 \times 8 = 3.31$ 計 14.53	m2	14.5
		殻運搬	14.53 × 0.05 = 0.73	m3	0.7
		殻処分	0.73	m3	0.7
	舗装仮復旧工(鋼製立坑)	下層路盤	RC-40 t=25cm M19-1 φ2500 $(2.50 + 0.20) \times \tan(22.5^\circ) \times 1.35 \times 1/2 \times 8 = 6.04$ M23-1 φ1800(覆工板φ2300) $(2.30 + 0.20) \times \tan(22.5^\circ) \times 1.25 \times 1/2 \times 8 = 5.18$ M17-1 φ1800 $(1.80 + 0.20) \times \tan(22.5^\circ) \times 1.00 \times 1/2 \times 8 = 3.31$ 計 14.53	m2	14.5
		表層	再生密粒度As(13) t=5cm 14.53	m2	14.5
	舗装撤去工(本復旧)	舗装版切断	$4.10 + 2.25 + 4.30 + 8.40 + 25.00$ $+ 4.10 + 1.20 + 4.05 + 1.20 + 18.00 = 72.60$	m	72.6

数 量 計 算 書					
補助対象工事					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
		舗装版破碎	別紙舗装工面積計算書より 188.8 + 8.3 + 39.2 = 236.30	m2	236.3
		殻運搬	車道10cm 188.8 × 0.1 = 18.88 水道仮復旧控除 (21.8 + 20.2) × 0.6 × -0.05 = -1.26 乗入5cm 8.3 × 0.05 = 0.42 歩道3cm 39.2 × 0.03 = 1.18 計 19.22	m3	19.2
		殻処分	19.22	m3	19.2
	舗装復旧工(本復旧)	不陸整正	補足材 RC-40 1cm 別紙舗装工面積計算書より 188.8 + 8.3 = 197.10	m2	197.1
		不陸整正(歩道)	補足材 RC-40 1cm 別紙舗装工面積計算書より 39.20	m2	39.2
		基層	再生粗粒度As(20) t=5cm 別紙舗装工面積計算書より 188.80	m2	188.8
		表層	再生密粒度As(13) t=5cm 別紙舗装工面積計算書より 188.80	m2	188.8
		表層	再生密粒度As(13) t=5cm 別紙舗装工面積計算書より 8.30	m2	8.3

数 量 計 算 書												
補助対象工事												
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)					単位	数量			
仮設工 共通仮設費	区画線工	表層	再生密粒度As(13) t=3cm 別紙舗装工面積計算書より					39.20	m2	39.2		
		溶融式区画線	実線W150 白 外側線					28.0 + 18.0 = 46.00	m	46.0		
		高視認性区画線	実線W200 黄 中央線					28.0 + 18.0 = 46.00	m	46.0		
		交通管理工	交通誘導警備員	交通誘導警備員B					196.00	人日	196.0	
	運搬費	重建設機械分解組立輸送費							1.0	回	1.0	
		仮設材等運搬費		M17-1,M19-1	2.29	+	4.89	= 7.18 t	1.0	式	1.0	
		仮設材等積み込み取卸し		M17-1,M19-1	2.29	+	4.89	= 7.18 t	1.0	式	1.0	
	事業損失防止施設費		地下水観測費							1.0	式	1.0
	技術管理費	本管TV調査		内径800mm未満	136.3	+	87.6	= 223.9	m	223.9		

RSφ450 推 進 工 計 算 書

高耐荷力 泥水式一工程方式 (車上プラント)

路 番	線 号	管径	マンホール 番 号		マンホール 種 別		区間距離	管 減 長		管体延長	推進減長		推進 延長	管布設 延長	推 進 管		
			下 流	上 流	下 流	上 流		下 流	上 流		下 流	上 流			管 種	RSJS管	RSJS管
																L=1.20m	L=1.20m
																カー無し 本	カー有り 本
		mm	No	号		m	m	m	m	m	m	m					
19		450	M23-1	M19-1	2	2	137.50	0.60	0.60	136.30	0.90	1.25	135.35	0.95	RSφ450	1	113
17		450	M19-1	M17-1	2	2	88.80	0.60	0.60	87.60	1.25	0.90	86.65	0.95	RSφ450	1	72
計							226.30			223.90			222.00	1.90		2	185

RSφ450 仮設備工 送・排泥設備工 泥水処理設備工 計算書

高耐荷力 泥水式一工程方式 (車上プラント)

名 称	単位	M19-1	M23-1	M17-1							合 計
仮設備工 (小口径)											
坑口 (小口径)											
坑口工 RS450 発進坑口	箇所	2									2
坑口工 RS450 到達坑口	箇所		1	1							2
鏡切り											
鏡切り工 発進 3.20 m/箇所	箇所	2									2
鏡切り工 到達 3.20 m/箇所	箇所		1	1							2
推進設備等設置撤去											
推進用機器据付撤去工	箇所	1									1
推進機発進用受台工 賃料込	箇所	1									1
推進機発進用受台工	箇所	1									1
掘進機据付工	台	2									2
推進用機器据換工	箇所	1									1
掘進機搬出工	台		1	1							2
到達受台 賃料込	箇所		1								1
到達受台	箇所			1							1
推進機組立・整備	台	1									1
掘進機ビット補修	m		135.35	86.65							222.0
支圧壁	箇所	2									2
送・排泥設備工											
送排泥設備											
送排泥管設置撤去工	式										1
送泥ポンプ据付撤去工	台	1									1
排泥ポンプ据付撤去工	台		1	1							2
計測機器類設置撤去工	箇所	1									1
ポンプ及び計測機器類機械器具損料等	式										1
泥水処理設備工											
泥水処理設備											
泥水処理装置据付撤去工	式										1
処理設備付帯作業工	式										1
処理設備機械器具損料等	式										1
作泥材	式										1
泥水運搬処理	m3										41.5

1本当り薬液注入工数量計算表

	単位	土質・区分	発進立坑 M19-1 坑口下流	発進立坑 M19-1 坑口上流	到達立坑 M23-1 坑口上流	到達立坑 M17-1 坑口下流	
T _S : 1本当り施工時間 T _S =T ₁ +T ₂ +T ₃ +T ₄	min						
T ₁ : 機械準備時間	min						
T ₂ : 削孔時間 T ₂ =Σ(γ ₁ ×l ₀)	min	粘性土 砂質土 礫質土 計					
γ ₁ : 各土質毎の削孔の 単位作業時間	min	粘性土 砂質土 礫質土					
l ₀ : 各土質毎の削孔長	m	粘性土 砂質土 礫質土 計	4.69	4.64	0.40 4.46	4.55	
T ₃ : 注入時間 T ₃ =Q _S /q _S	min						
q _S : 単位時間当り注入量	リットル/min						
T ₄ : 土被り引抜時間 T ₄ =γ ₂ ×l ₂	min						
γ ₂ : 土被り引抜の単位作業時間	min/m						
l ₂ : 土被り長	m						
Q _S : 1本当り注入量 Q _S =(V×λ×1000)/n	リットル/本	粘性土 砂質土 礫質土 計					
V: 対象注入土量 V=a×h	m ³	粘性土 砂質土 礫質土 計	26.446	26.446	2.407 15.827	18.235	
h: 1本当り注入高	m	粘性土 砂質土 礫質土 計	3.03	3.03	0.40 2.63	3.03	
B ₁ : 注入幅(たて)	m		4.457	4.457	2.900	2.900	
B ₂ : 注入幅(よこ)	m		2.526	2.526	2.526	2.526	
B ₃ : 控除面積	m ²		2.530	2.530	1.307	1.307	
λ: 注入率	%	粘性土 砂質土 礫質土					
a: 注入面積	m ²		8.728	8.728	6.018	6.018	
n: 注入本数	本		9	9	7	7	
N: 2セット 1日当り施工本数 N=60×H×2/T _S	本/日						
H: 注入設備の1日当り実作業時間	時間						
粘性土・砂質土・礫質土 比率 = 瞬結 : 中結							
溶液型無機瞬結タイプ	リットル		396.700	396.700	361.428	351.666	
溶液型無機中結タイプ	リットル		793.400	793.400	650.572	703.334	
合 計			1,190.1	1,190.1	1,012.0	1,055.0	

立坑土工数量計算書

M19-1

名 称	種別・規格	算 式	単位	数 量
管路土工				
埋戻し	コンクリート (18-8-40BB)	埋戻し面積 $2.500 \times 2.500 \times \pi / 4$ = 4.909	m2	
		埋戻し延長 設計図より 2.622 = 2.622	m	
		埋戻し控除(m3)		
		管路部 $0.526^2 \times \pi / 4 \times 0.550 \times 2$ = 0.239		
		φ1.45部 $1.45^2 \times \pi / 4 \times 0.255$ = 0.421		
		φ1.40部 $1.40^2 \times \pi / 4 \times 2.367$ = 3.644		
		合計 = 4.304		
		$4.909 \times 2.622 - 4.304$ = 8.567	m3	8.6
	砕石(RC-40)	埋戻し面積 $2.500 \times 2.500 \times \pi / 4$ = 4.909	m2	
		埋戻し延長 設計図より 1.200 = 1.200	m	
		埋戻し控除(m3)		
		φ1.40部 $1.40^2 \times \pi / 4 \times 0.633$ = 0.974		
		斜壁 $(0.82^2 + 1.40^2) / 2 \times \pi / 4 \times 0.567$ = 0.586		
		合計 = 1.560		
		$4.909 \times 1.200 - 1.560$ = 4.331	m3	4.3
発生土処理		$2.538 \times 2.538 \times \pi / 4 \times 5.572$ = 28.189	m3	28.2

鋼製ケーシング式土留工及び土工

M19-1

項 目	計 算 式	単位	数 量
鋼製ケーシング圧入掘削 圧入掘削積込工			
粘性土 $N \leq 5$		m	—
〃 $5 < N \leq 30$		m	—
砂質土 $N \leq 30$	5. 572	m	5. 6
〃 $30 < N \leq 50$		m	—
礫質土 $N \leq 30$		m	—
〃 $30 < N \leq 50$		m	—
ケーシング溶接工	7. 90 m/箇所	箇所	1. 0
ケーシング引上げ工	1. 20 m/箇所	箇所	1. 0
ケーシング撤去工	ϕ 2500 切断長 13. 37 m	箇所	1. 0
現場発生品・支給品運搬	スクラップ 1. 76 t	回	1. 0
底盤コンクリート 底盤コンクリート打設工	30-18-20 (25) N 7. 40m ³ /箇所	箇所	1. 0
圧入掘削設備 機械設置撤去工	ϕ 2500	回	1. 0
機械退避・再設置工	ϕ 2500	回	1. 0
鋼製ケーシング存置 ケーシング刃先	ϕ 2500	個	1. 0
ケーシング	ϕ 2500	m	4. 5

鋼製ケーシング式土留工及び土工

M19-1

項 目	計 算 式	単位	数 量
仮設ケーシング損料			
仮設ケーシング損料	φ 2500 H=2.5m (2.940 t)	式	1.0
立坑排水			
うわ水排水工		箇所	1.0
排水運搬処理			
スライム処理工	φ 2500	箇所	1.0
汚泥吸排車運搬	φ 2500	m3	1.9
レイタンス処分費	φ 2500	m3	1.9
円形覆工板			
円形覆工板設置工	φ 2500用	箇所	1.0
円形覆工板撤去工	φ 2500用	箇所	1.0
円形覆工板開閉工	φ 2500用	回	49.0
円形覆工板賃料等	φ 2500用	式	1.0

立坑土工数量計算書

M23-1

名 称	種別・規格	算 式	単位	数 量
管路土工				
埋戻し	コンクリート (18-8-40BB)	埋戻し面積 $1.800 \times 1.800 \times \pi / 4$ = 2.545	m2	
		埋戻し延長 設計図より 2.794 = 2.794	m	
		埋戻し控除(m3) 管路部 $0.526^2 \times \pi / 4 \times 0.200 \times 2$ = 0.087 $\phi 1.45$ 部 $1.45^2 \times \pi / 4 \times 0.150$ = 0.248 $\phi 1.40$ 部 $1.40^2 \times \pi / 4 \times 2.644$ = 4.070 合計 = 4.405		
		$2.545 \times 2.794 - 4.405$ = 2.706	m3	2.7
	砕石(RC-40)	埋戻し面積 $1.800 \times 1.800 \times \pi / 4$ = 2.545	m2	
		埋戻し延長 設計図より 1.200 = 1.200	m	
		埋戻し控除(m3) $\phi 1.40$ 部 $1.40^2 \times \pi / 4 \times 0.656$ = 1.010 斜壁 $(0.82^2 + 1.40^2) / 2 \times \pi / 4 \times 0.544$ = 0.562 合計 = 1.572		
		$2.545 \times 1.200 - 1.572$ = 1.482	m3	1.4

鋼製ケーシング式土留工及び土工

M23-1

項 目	計 算 式	単位	数 量
鋼製ケーシング圧入掘削 圧入掘削積込工			
粘性土 $N \leq 5$		m	—
〃 $5 < N \leq 30$		m	—
砂質土 $N \leq 30$		m	—
〃 $30 < N \leq 50$		m	—
礫質土 $N \leq 30$		m	—
〃 $30 < N \leq 50$		m	—
ケーシング溶接工		箇所	—
ケーシング引上げ工		箇所	—
ケーシング撤去工	$\phi 1800$ 切断長 11.28 m	箇所	1.0
現場発生品・支給品運搬	スクラップ 0.81 t	回	1.0
底盤コンクリート 底盤コンクリート打設工		箇所	—
圧入掘削設備 機械設置撤去工		回	—
機械退避・再設置工		回	—
鋼製ケーシング存置 ケーシング刃先	$\phi 1800$	個	—
ケーシング	$\phi 1800$	m	—

鋼製ケーシング式土留工及び土工

M23-1

項 目	計 算 式	単位	数 量
仮設ケーシング損料 仮設ケーシング損料		式	—
立坑排水 うわ水排水工		箇所	—
排水運搬処理 スライム処理工	φ 1800	箇所	—
汚泥吸排車運搬	φ 1800	m3	—
レイタンス処分費	φ 1800	m3	—
円形覆工板 円形覆工板設置工	φ 1800用	箇所	—
円形覆工板撤去工	φ 1800用	箇所	1.0
円形覆工板開閉工	φ 1800用	回	2.0
円形覆工板賃料等	φ 1800用	式	—
現場発生品・支給品運搬	現場→桜橋ポンプ場 (0.93 t)	回	1.0

立坑水替工

M23-1

[illegible]

立坑土工数量計算書

M17-1

名 称	種別・規格	算 式	単位	数 量
管路土工				
埋戻し	コンクリート (18-8-40BB)	埋戻し面積 $1.800 \times 1.800 \times \pi / 4$ = 2.545	m2	
		埋戻し延長 設計図より 2.433 = 2.433	m	
		埋戻し控除(m3) 管路部 $0.526^2 \times \pi / 4 \times 0.200 \times 1$ = 0.043 $\phi 1.45$ 部 $1.45^2 \times \pi / 4 \times 0.205$ = 0.339 $\phi 1.40$ 部 $1.40^2 \times \pi / 4 \times 2.228$ = 3.430 合計 = 3.812		
		$2.545 \times 2.433 - 3.812$ = 2.380	m3	2.4
	砕石(RC-40)	埋戻し面積 $1.800 \times 1.800 \times \pi / 4$ = 2.545	m2	
		埋戻し延長 設計図より 1.200 = 1.200	m	
		埋戻し控除(m3) $\phi 1.40$ 部 $1.40^2 \times \pi / 4 \times 0.772$ = 1.188 斜壁 $(0.82^2 + 1.40^2) / 2 \times \pi / 4 \times 0.428$ = 0.442 合計 = 1.630		
		$2.545 \times 1.200 - 1.630$ = 1.424	m3	1.4
発生土処理		$1.824 \times 1.824 \times \pi / 4 \times 4.883$ = 12.759	m3	12.8

鋼製ケーシング式土留工及び土工

M17-1

項 目	計 算 式	単位	数 量
鋼製ケーシング圧入掘削 圧入掘削積込工			
粘性土 $N \leq 5$		m	—
〃 $5 < N \leq 30$		m	—
砂質土 $N \leq 30$	4.883	m	4.9
〃 $30 < N \leq 50$		m	—
礫質土 $N \leq 30$		m	—
〃 $30 < N \leq 50$		m	—
ケーシング溶接工	5.70 m/箇所	箇所	1.0
ケーシング引上げ工	0.90 m/箇所	箇所	1.0
ケーシング撤去工	$\phi 1800$ 切断長 11.12 m	箇所	1.0
現場発生品・支給品運搬	スクラップ 0.79 t	回	1.0
底盤コンクリート 底盤コンクリート打設工	30-18-20(25)N 2.50m ³ /箇所	箇所	1.0
圧入掘削設備 機械設置撤去工	$\phi 1800$	回	1.0
機械退避・再設置工	$\phi 1800$	回	—
鋼製ケーシング存置 ケーシング刃先	$\phi 1800$	個	1.0
ケーシング	$\phi 1800$	m	4.1

鋼製ケーシング式土留工及び土工

M17-1

項 目	計 算 式	単位	数 量
仮設ケーシング損料			
仮設ケーシング損料	φ1800 H=2.0m (1.362 t)	式	1.0
立坑排水			
うわ水排水工		箇所	1.0
排水運搬処理			
スライム処理工	φ1800	箇所	1.0
汚泥吸排車運搬	φ1800	m3	1.0
レイタンス処分費	φ1800	m3	1.0
円形覆工板			
円形覆工板設置工	φ1800用	箇所	1.0
円形覆工板撤去工	φ1800用	箇所	1.0
円形覆工板開閉工	φ1800用	回	2.0
円形覆工板賃料等	φ1800用	式	1.0

鋼製ケーシング式土留工及び土工 数量計算表

立 坑	呼び径	掘削深	圧入深	引抜長	仕上がり ケーシング長	ケーシング材料				底 盤 コンクリート	ボルト接続 箇所数	ケーシング溶接			ケーシング切 断			摘 要
						先 頭	中 間	最 終	仮 設			箇所数	単位長さ	溶接長	位 置	算 式	切 断 長	
	mm	m	m	m	m	m*本数	m*本数	m*本数	m*本数	m3	ヶ所	ヶ所	m/ヶ所	m			m	
M19-1	2,500	5.572	5.772	1.20	4.50	2.3 m	m	2.2 m	2.5 m	7.40	1	1	7.90	7.9	GL- 1.50 m	2.50* π +1.378*4	13.366	
						1 本	本	1 本	1 本						管路部			
						m	m	m	m						GL- m			
						本	本	本	本						管路部			
M23-1	1,800					m	m	m	m						GL- 1.50 m	1.80* π +1.406*4	11.279	
						本	本	本	本						管路部			
						m	m	m	m						GL- m			
						本	本	本	本						管路部			
M17-1	1,800	4.883	5.083	0.90	4.10	2.1 m	m	2.0 m	2.0 m	2.50	1	1	5.70	5.7	GL- 1.50 m	1.80* π +1.367*4	11.123	
						1 本	本	1 本	1 本						管路部			
						m	m	m	m						GL- m			
						本	本	本	本						管路部			

立 坑	呼び径	ス ク ラ ッ プ									摘 要
		上 部 撤 去 部			鏡 切 り 部					合 計	
		撤去長	単位質量	質 量	径	面積	単位質量	箇所数	質 量		
		mm	m	t/m	t	m	m ²	t/m ²	ヶ所		
M19-1	2,500	1.378	1.2060	1.662	0.626	0.31	0.1536	2	0.095	1.76	
M23-1	1,800	1.406	0.5550	0.780	0.626	0.31	0.0981	1	0.030	0.81	
M17-1	1,800	1.367	0.5550	0.759	0.626	0.31	0.0981	1	0.030	0.79	

【ケーシングの諸元】

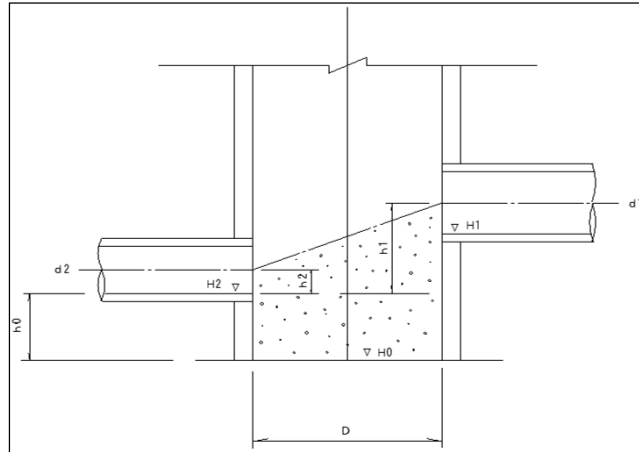
呼び径(mm)	1,500	1,800	2,000	2,000	2,500
外 径(mm)	1,524	1,824	2,024	2,032	2,538
内 径(mm)	1,500	1,800	2,000	2,000	2,500
刃先径(mm)					
厚 み(mm)	12	12	12	16	19
円周長(mm)	4,712	5,655	6,283	6,283	7,854
溶接延長(m)	4.7	5.7	6.3	6.3	7.9
1 m ² 当り重量(kg)	98.9	98.1	97.9	130.2	153.6
1 m当り重量(kg)	466	555	615	818	1,206
底盤コンクリート(m3)	1.80	2.50	3.10	3.10	7.40

組立2号マンホール計算書

人 孔 番 号	地 盤 高	人 孔 深	流 出 管		流 入 管			削 孔 蓋・受枠			調整モルタル 無収縮 早強性 モルタル	マ ン ホ ー ル ブ ロ ッ ク																				調整コンクリート	
			管 径	管 底 高	管 径	管 底 高	落 差	RS 450	T -25	T -14		調整リング			斜 壁			直 壁						管 取 付 壁						底版	18-8-20 (25)		
												5	1 0	1 5	3 0	4 5	6 0	6 0	9 0	1 2 0	1 5 0	1 8 0	2 1 0	2 4 0	9 0	1 2 0	1 5 0	1 8 0	2 1 0			2 4 0	1 5
M19-1	1. 14	3. 647	450	-2. 507	450	-2. 457	50	1	1		調整高7mm 0. 18			1			1											1		調整高105mm 0. 17			
M23-1	1. 18	3. 924	450	-2. 744	450	-2. 644	100	1	1		調整高34mm 0. 85		1			1			1								1	1					
M17-1	1. 14	3. 508	450	-2. 368	450	-2. 268	100		1		調整高18mm 0. 45			1		1			1								1	1		調整高55mm 0. 09			
合計								2	3		1. 5	1	2		1	2		1	2								1	2		3	0. 3		

組立2号マンホール インバート計算書

概要図



(1.20)

算式

コンクリート
(インバート)

$$D^2 \times \pi / 4 \times (\text{平均}h) - d^2 \times \pi / 4 \times D \times 1/2$$

モルタル上塗

$$D^2 \times \pi / 4 - d \times D + d \times \pi \times 1/2 \times D$$

人孔番号	人孔深 H0 m	管底高		管渠		インバート高				コンクリート (インバート) m3	モルタル上塗 m2	備考
		H1(流入高) m	H2(流出高) m	d1(流入管内径) m	d2(流出管内径) m	h0 m	h1 m	h2 m	平均 h m			
M19-1	3.647	-2.457	-2.507	0.450	0.450	0.220	0.275	0.225	0.470	0.44	1.44	
M23-1	3.924	-2.644	-2.744	0.450	0.450	0.220	0.325	0.225	0.495	0.46	1.44	
合計										0.9	2.9	

舗 装 工 面 積 計 算 書

(車道) 舗装版破碎・不陸整正・基層・表層

(乗入) 舗装版破碎・不陸整正・表層

測点	距離 (m)	幅 (m)	面積 (m2)	測点	距離 (m)	幅 (m)	面積 (m2)
自 : No. 0 (M19-1)		4.10		自 : No. 0+11.4 (M19-1)		1.45	
至 : No. 0+22.0	22.00	4.10	90.2	至 : No. 0+17.0	5.60	1.50	8.3
自 : No. 0+22.0		8.40		自 :			
至 : No. 0+25.0	3.00	8.40	25.2	至 :			
自 :				自 :			
至 :				至 :			
自 :				自 :			
至 :				至 :			
自 : No. 0 (M17-1)		4.10		自 :			
至 : No. 0+18.0	18.00	4.05	73.4	至 :			
自 :				自 :			
至 :				至 :			
自 :				自 :			
至 :				至 :			
自 :				自 :			
至 :				至 :			
自 :				自 :			
至 :				至 :			
合計	43.0		188.8	合計	5.6		8.3

舗 装 工 面 積 計 算 書

(歩道) 舗装版破碎・不陸整正・表層

測点	距離 (m)	幅 (m)	面積 (m2)	測点	距離 (m)	幅 (m)	面積 (m2)
自 : No. 0 (M19-1)		0. 00		自 :			
至 : No. 0+1. 5	1. 50	2. 25	1. 7	至 :			
自 : No. 0+1. 5		2. 25		自 :			
至 : No. 0+3. 0	1. 50	1. 65	2. 9	至 :			
自 : No. 0+3. 0		1. 65		自 :			
至 : No. 0+11. 4	8. 40	1. 45	13. 0	至 :			
自 :				自 :			
至 :				至 :			
自 :				自 :			
至 :				至 :			
自 : No. 0 (M17-1)		1. 20		自 :			
至 : No. 0+18. 0	18. 00	1. 20	21. 6	至 :			
自 :				自 :			
至 :				至 :			
自 :				自 :			
至 :				至 :			
自 :				自 :			
至 :				至 :			
自 :				自 :			
至 :				至 :			
合計	29. 4		39. 2	合計			

単 位 数 量 計 算 書

細別	継手類	1.0式		細別	組立2号マンホール			1.0式	
規格	RS φ 450	当り		規格	2号組立人孔			当り	
名称	算式	単位	数量	名称	算式	単位	数量		
小口径推進用 可とう継手	継手ゴム締込み固定型 (ケーシング立坑用)	5.00	個	5.0	組立マンホール設置工	4m以下	3.00	箇所	3.0
	緩衝材	4.00	枚	4.0	無収縮早強性モルタル	25.0kg	1.50	袋	1.5
				コンクリート	18-8-40 (BB)	0.90	m3	0.9	
				モルタル上塗	1 : 2	2.90	m2	2.9	
				2号マンホール	削孔 RS φ 450	2.00	箇所	2.0	
				人孔鉄蓋及び受枠	φ 600 T-25 転落防止梯子	3.00	組	3.0	
				マンホール調整リング*	φ 600 100mm	1.00	個	1.0	
				マンホール調整リング*	φ 600 150mm	2.00	個	2.0	
				2号マンホール	斜壁 H450	1.00	個	1.0	
				2号マンホール	斜壁 H600	2.00	個	2.0	
				2号マンホール	直壁 H900	1.00	個	1.0	
				2号マンホール	直壁 H1200	2.00	個	2.0	
				2号マンホール	管取付壁 H1800	1.00	個	1.0	
				2号マンホール	管取付壁 H2100	2.00	個	2.0	

単 位 数 量 計 算 書

細別	組立2号マンホール			1.0式
規格	2号組立人孔			当り
名称	算式		単位	数量
2号マンホール	底版	3.00	個	3.0
調整コンクリート	18-8-25BB	0.30	m3	0.3

細別	スクラップ評価額			1.0式
規格	ヘビーH1			当り
名称	算式		単位	数量
スクラップ評価額	M19-1	1.76	式	1.0
	M23-1	0.81		
	M17-1	0.79		
	計 3.36 t			
	3.36	×	= 156,240 円	

事業損失防止施設費
地下水観測

【観測井算定書】

掘進深（改良深+1.0m） 1本当り深さ

番号	1	2	3	4	5	6	7	
対象立坑 土質	既設M 23-1	M 19-1	M 17-1					合計
	両到達立坑	両発進立坑	両到達立坑					
シルト・粘土	0.40 0.40							0.40
砂質土	4.46 + 1.00 5.46	4.69 + 1.00 5.69	4.55 + 1.00 5.55					16.69
礫質土								
玉石混り土								
計	5.86	5.69	5.55					17.09
合 計	2箇所計上	2箇所計上	2箇所計上					

令和4年度下工公補第12号
北部第10汚水幹線築造工事

数量総括表
(市単独工事)

レベル : 管路

レベル : 共通仮設

単 位 数 量 計 算 書

細別	試掘調査(1)			1.0箇所 当り	細別	試掘調査(2)			1.0箇所 当り
規格	M19-1 ϕ 2500 H=1.5m				規格	M17-1 ϕ 1800 H=1.5m			
名称	算式		単位	数量	名称	算式		単位	数量
舗装版切断	$(2.50+0.2) \times \tan(22.5^\circ) \times 8 = 8.95$		m	8.9	舗装版切断	$(1.80+0.2) \times \tan(22.5^\circ) \times 8 = 6.63$		m	6.6
舗装版破碎	$(2.50+0.2) \times \tan(22.5^\circ) \times 1.35 \times 1/2 \times 8 = 6.04$		m2	6.0	舗装版破碎	$(1.80+0.2) \times \tan(22.5^\circ) \times 1.0 \times 1/2 \times 8 = 3.31$		m2	3.3
殻運搬	$6.04 \times 0.10 = 0.60$		m3	0.6	殻運搬	$3.31 \times 0.10 = 0.33$		m3	0.3
殻処分	0.60		m3	0.6	殻処分	0.33		m3	0.3
掘削(機械)	$6.04 \times 1.10 = 6.64$		m3	6.6	掘削(機械)	$3.31 \times 1.10 = 3.65$		m3	3.7
掘削(人力)	$6.04 \times 0.30 = 1.81$		m3	1.8	掘削(人力)	$3.31 \times 0.30 = 0.99$		m3	1.0
埋戻	$6.04 \times 1.45 = 8.76$		m3	8.8	埋戻	$3.31 \times 1.45 = 4.80$		m3	4.8
RC-40	流用土 $(6.64 + 1.81) \times 0.90 = 7.61$				RC-40	流用土 $(3.65 + 0.99) \times 0.90 = 4.18$			
	$(8.76 - 7.61) \times 1.2 = 1.38$		m3	1.4		$(4.80 - 4.18) \times 1.2 = 0.74$		m3	0.7
表層	再生密粒度As(13) t=5cm 6.04		m2	6.0	表層	再生密粒度As(13) t=5cm 3.31		m2	3.3

単 位 数 量 計 算 書

細別	試掘調査(3)			1.0箇所 当り	細別	借地料			1.0式 当り
規格	W=1.5m L=1.5m H=1.2m				規格				
名称	算式	単位	数量		名称	算式	単位	数量	
舗装版切断	$(1.50 + 1.50) \times 2 = 6.00$	m	6.0		借地料	円/台/月 5,000 × 台数 × 月数 = 30,000 円	式	1	
舗装版破碎	$1.50 \times 1.50 = 2.25$	m2	2.3						
殻運搬	$2.25 \times 0.10 = 0.23$	m3	0.2						
殻処分		m3	0.2						
掘削(機械)	$1.50 \times 1.50 \times 0.80 = 1.80$	m3	1.8						
掘削(人力)	$1.50 \times 1.50 \times 0.30 = 0.68$	m3	0.7						
埋戻	$1.50 \times 1.50 \times 0.90 = 2.03$	m3	2.0						
RC-40	$1.50 \times 1.50 \times 0.90 \times 1.2 = 2.43$	m3	2.4						
土砂等運搬	$1.80 + 0.68 = 2.48$	m3	2.5						
路盤	RC-40 t=25cm $1.50 \times 1.50 = 2.25$	m2	2.3						
表層	再生密粒度As(13) t=5cm $1.50 \times 1.50 = 2.25$	m2	2.3						

特記仕様書（共通編）

No.1

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	☒ 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に優先する。 ☒ 本工事は津市契約規則、津市建設工事執行規則、津市建設工事執行に関する要綱及び監督員の指示により執行する。 ☒ 「施工プロセス」のチェックリストにより、仕様書、契約書等に基づき、施工・手続き等が適切に行われているかを監督員と共有し確認すること。
	施工計画	☒ 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。 ☒ 作業主任者等の選任を必要とする作業においては、必要な資格者一覧を施工計画書に記載するとともに、その資格者証の写しを添付し提出するものとする。 ☒ 工事中の安全確保については、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛作業者など）の一覧を施工計画書に記載するとともに、その資格者証の写しを添付し提出するものとする。
	施工体制台帳	☒ 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを書面で監督員に提出すること。
	工事測量	☒ 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に書面にて報告するものとする。 ☐ 工事測量については、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-38工事測量」に基づき行うものとし、工事区間内の境界等については、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、管理を行うこと。また、調査資料の写しを監督員へ1部提出するものとする。
	施工	☒ 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。 ☒ 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。 ☐ 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。
	工程	☒ 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
工程	関係機関協議	☒ 受注者は、施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、監督員と協議を行い、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。 ☒ 試掘調査を行う場合は、事前に各管理者と調整を行い、地下埋設物の確認については各管理者と監督員の立会のもと、実施するものとする。 ☒ 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき、地下埋設（上空占用を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、監督員に調査資料の写しを提出するとともに、各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。 ☒ 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断した場合は、受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき対応するものとし、緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。 ☐ その他（ ）
	官公庁への手続き等	☒ 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事中において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年7月

特記仕様書（共通編）

No.2

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	☐ 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。 ☐ 家屋調査については、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、調査に従事するもの（補助者を除く）として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士に定める資格を有するものをあてるものとする。ただし、監督員がこれと同等の知識及び能力を有するものと認めたものについては、これをもって足りる。身分証明書交付については身分証明書交付願を契約締結後速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後家屋調査にかかるものとする。 ☒ 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。三重県公共工事共通仕様書1-1-1-30 事故報告書「発注者への報告」に基づき、補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。
	民地の保全	☐ 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは民民の境界を示すもの（杭、鋸、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。 ☒ 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、受注者の責任において工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。
安全対策	工事中の安全確保	☒ 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。 ☒ 周辺の交通状況を考慮して、資機材の搬出入等は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。 ☒ 工事施工時は地山掘削・床掘等の際に既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。 また、施工時に影響が及ぶ可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮っておくなど適切な処置を講じるものとする。 ☒ 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。 ☒ 工種（全工種）について、施工日の即日開放を原則とする。 ☒ 工種（区画線工）について、事前に（津警察署）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。 ☐ 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。 ☒ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。
	交通安全管理	☒ 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとし、設計図書に基づき事前に監督員と協議を行うものとする。 ☒ 交通誘導警備員は、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-33交通安全管理」に基づき配置するものとする。交通誘導警備員のうち1人有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかわる1級又は2級検定合格者）または、有資格者の配置ができない場合は監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。 ☒ 受注者は、交通誘導警備員を配置する際は、その警備会社と雇用期間中労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事中において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年7月

特記仕様書（共通編）

No.3

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	☒ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 ☒ 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。 ☒ 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。 ☒ 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。
資料作成	提出書類	☒ 三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に関する書類については、監督員が指示した場合、提示又は提出するものとする。 ☒ 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4） ☒ 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。 ☒ 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 なお、提出の際は使用材料一覧表に使用する材料を記載し、インデックス等で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。
	部分下請負通知書	☒ 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	☒ 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
令和4年7月

特 記 仕 様 書 (共通編)

No.4

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
その他	名札	☒ 受注者は、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-10 施工体制台帳」に基づき、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。 ＜名札の例＞ 主任・監理技術者 写 真 2cm×3cm 程度 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○工事 工 期 自○○年○○月○○日 会 社 ○○建設株式会社 印 注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注２）所属会社の社印とする。
	部分使用	☐ 部分使用箇所（ ） ☐ 部分使用時期（ ） ☐ 部分使用目的（ ）
	部分引渡し	☐ 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載 ） ☐ 部分引渡し時期（ ）
	巡回	☒ 当工事(修繕)は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。
	その他	☐

(注) 上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年7月

特記仕様書（下水道工事共通編）

No.1

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
補償関係	事業損失	☐ 家屋調査については、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、調査に従事するもの（補助者を除く）として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士に定める資格を有するものをあてるものとする。ただし、監督員がこれと同等の知識及び能力を有するものと認めたものについては、これをもって足りる。身分証明書交付願を契約締結後速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後家屋調査にかかるものとする。 ☐ ウェルポイント工の施工前に設計図書に明示された事前調査を行うこと。また、現場周辺に使用中の井戸がないか調査を行い、井戸漏れ等、水位の変化に細心の注意を払うものとする。
工事施工関係	施工管理	☐ 開削埋戻しの現場の品質管理については、現場密度の測定（三重県公共工事共通仕様書品質管理基準及び規格値の道路土工）によるものとする。試験は、延長100m毎に管理することとし、試験位置については埋戻し深の1/2程度の位置とし、試験頻度は1回（3試料）以上とする。また、試料採取位置については、測定位置付近で縦断方向に3試料を測定することとする。費用は受注者の負担とする。 ☐ 立坑埋戻しの現場の品質管理については、埋戻し深が5m未満の立坑の試験位置は、埋戻し深の1/2程度の位置及び埋戻し天端の2箇所とする。試験頻度は1回（3試料）以上とする。埋戻し深が5m以上の立坑の試験位置は、概ね均等な間隔となるよう設定する。試験頻度は3mにつき1回（3試料）以上とする。費用は受注者の負担とする。
	工事材料	☐ 砂基礎材の規格については、最大粒径20mm以下、且つ0.075mmふるい通過質量百分率0～20%以下とする。 ☐ 埋戻し材料については、設計図書で明示する試験を行い、その結果を監督員に提出した上で、現地発生土が埋戻し材料に適していると判断された場合は、流用土に変更するものとする。
	公共樹	☐ 受注者は、公共樹を設置する工事がある場合は、申請者、又は使用者の承諾を得て工事に着手するものとし、施工条件、深さ等を考慮し適切に施工すること。 ☐ 本工事において設置する各宅地等の公共樹について、原則として公共樹設置位置申請書等に基づき設置するものとする。なお、施工前に必ず申請者に設置位置等を再度確認し、施工するものとする。 ☐ 設置位置等について設置箇所の申請者より変更希望があった場合は、監督員に報告し指示を受けるものとする。 ☐ やむを得ず管止めとなる場合は、施工前に監督員と協議し、申請者に説明したのちに施工すること。また、現地に管止めの位置がわかるようにピン等で表示するとともに、指定の資料及び写真（管止め調書）を監督員に提出するものとする。 ☐ 公共樹設置位置申請書等については、取扱いに十分注意し、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。また、工事終了後速やかに津市に返却または引き渡すものとする。
	その他	☐ 本工事の工期については、本工事に伴う占用物件の移設工事を含めた期間であるため、着手前に関係機関と十分協議を行い、工事進捗の円滑化を図るものとする。
資料作成	提出書類	☒ 管渠敷設後は、テレビカメラにて管内を確認し成果品をDVD-Rにて提出すること。なお、漏水等を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、適切に処置するものとする。
その他	その他	☒ 現場条件により土留工が必要な場合は監督員と協議を行うこと。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事中において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
令和4年7月

特記仕様書（下水道推進工事編）

No.1

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
工事 施工 関係	推進工	☒ 本工事は、掘削土質が砂質土であり、泥水式推進工法一工程式で、地下水を抑えながら安全に管渠を布設するものである。 ☒ 推進機は、土質に適した完全な土留めができ、泥水圧に対して十分安全でかつ能率的な構造、機種とする。又、受注者は本体並びに附属する機械設備の設計図、仕様書等を提出し監督員の承諾を得るものとする。 ☒ 泥水の加圧は、事前に土質と地下水位を十分把握して、切羽の状態に合わせて最も適した圧力とする。 ☒ 滑材注入は、管と地山との空隙に推進と併せて特殊グラウトを注入して地盤沈下を防止して、かつ管の摩擦を減少させ、接合部の漏水防止を図り、常に土圧バランスを満足させるものとする。 ☒ 注入に当たっては、注入目的を達成させるため、標準配合を検討し予め監督員の承諾を受けるものとする。 ☒ 注入機械は、注入量及び注入圧に対し余裕のあるものを使用するものとする。また、注入器具は、注入中故障のないよう、整備点検を確実にしておくものとする。 ☒ 推進工事の施工においては、推進工事技士を配置するものとする。また、推進工事技士資格者証の写しを提出するものとする。 ☒ 管の押し込みに対する推進機構及び支圧壁は、押込力をよく検討し、安全で十分余裕のあるものとする。検討書については施工前に監督員に提出し承諾を得ること。 ☒ 管の押し込みにあたっては、立坑の発進口及び到達口に坑口工を設け、土砂及び地下水の流出、注入材の漏れがないよう施工するものとする。 ☒ 推進機の掘削にあたっては、切羽部周辺の地盤を緩めないように、掘削の状況を常に把握し、適切な推進速度で施工するものとする。 ☒ 推進掘削に先立ち、地上に沈下測点を設け、推進中及び推進前後の一定期間定期的に沈下量を測り、記録し、その結果を監督員に報告すること。 ☒ 残土、泥水及び泥土処理にあたっては、周辺へ飛散しないよう留意すると共に、廃液の貯留設備を完備し速やかに処理するものとする。 ☒ 泥水処理システムの設計製作にあたっては、1日の掘削量、地質に適した安全確実で能率的な構造と設備を有するものとし、その製作図、諸機能の詳細図を提出し監督員の承諾を受けるものとする。なお、騒音振動については、低減構造とする。
	立坑工	☒ 「道路土工 各種指針」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針解説」を遵守し、立坑構造及び推進工事において、周辺に損害を与えないよう適切に管理を行うものとする。 ☒ 立坑施工に当たっては、地下埋設物その他施設の調査に基づき、監督員と協議のうえ位置を決定するものとする。但し、止むを得ずこれら施設の移設又は撤去の必要が生じた場合は、関係機関と協議しその指示に従うものとする。 ☒ 立坑の土留め工法に関しては任意とするが、工事着手前に工法、強度計算書等其他必要書類を提出し、監督員の承諾を受けた後施工するものとする。 ☒ 立坑の施工の際、沿道の家屋等に損害を与えないよう十分に検討するとともに、必要に応じ交通誘導警備員を配置させ事故防止に努めるものとする。
	地盤改良工	☒ 立坑部の薬液注入は、地質その他施工条件を検討の上、十分に地盤改良を行うものとする。また、薬液注入工は、二重管複相タイプ溶液型とする。 ☒ 工事着手前、工事中及び完了後において、地下水位、水質の調査を「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」の規定に基づき、既設井戸又は観測井戸で調査を行い、影響が出ないよう十分調査をして、影響が出るようであれば対策を講じるものとする。
	調査計画等	☒ 工事施工に先立ち、地域の環境、地質その他施工条件を十分検討し、綿密な施工計画を立て監督員の承諾を受けるものとする。 ☒ 発進、到達立坑及び作業区域には、適正なフェンス及び門扉等を設け、関係者以外の者は作業区域内に立ち入り出来ない措置を講ずるものとする。
その他	その他	☐

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☐ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：)	☐ 調整項目 (☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐ 制限する工種名 () 施工時期及び施工時間 () 施工方法 ()
	☐ 工期	☐ 工期は、繰越手続きが完了後、(年 日) までに変更します。
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名 (☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 ())
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所 (☐ 別添図等 ☐ No. ～No. ☐ 別途協議) ☐ 完了見込み時期 (☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議)
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード (☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 仮設ヤード使用期間 () ☐ 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) ☐ 使用条件・復旧方法 ()
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
公害対策関係	☒ 施工方法の制限あり	☒ 制限項目 (☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☒ 排出ガス ☐ その他 ()) ☐ 施工方法等 (☐ 指定工法名 () ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 施工時期 ()
	☒ 事業損失防止に関する調査あり	☒ 調査項目 (☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☒ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☒ その他 (試掘調査) ☐ 別途協議) ☐ 調査方法 (☐ 別途資料 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
安全対策関係	☒ 交通安全施設等の指定あり	☒ 交通安全施設等の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☒ 別途協議) ☒ 交通誘導警備員の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☒ 別途協議) ☐ 指定路線 ☒ 指定路線以外 ☒ 交通誘導警備員の配置人員数 ☒ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 202 人 (注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。) ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☐ 積上げによる算出 配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員A (人)) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) ☒ 交通誘導警備員の配置時間 (別途協議) ☒ 交通誘導警備員の配置期間 (別途協議) ☒ 交通誘導警備員配置の対象工種 (別途協議)

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☒ 近接施設等に対する制限	☒ 既存施設あり ・近接公共施設 （ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☒ 水道 ☒ ガス ☐ その他（ ）） ・近接施設（ ☐ 擁壁（ ） ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☒ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたいうで、工事を実施すること。
	☒ 事故速報の提出	☒ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 転用あり（ 回） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ）
	☒ 水替工（締切排水工）	☐ 施工条件の指定なし ☒ 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 1 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ）
	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 施工方法（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
建設発生土・ 産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ 受入地の条件（ ☐ 別途図面 ☐ 運搬距離（L＝ km） ☐ 受入料金あり ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ））
	☒ 建設発生土受入地未定	☒ 受入地未定につき別途協議する。（ ☒ 暫定運搬距離L＝ 4 km、 ☐ その他（ ））
	☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☒ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☒ アス塊 ☐ 木材 ☒ 汚泥 ☐ その他（ ）） ☒ 産業廃棄物の処分地（ ☒ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件（ ） ☒ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
工 事 支 障 物 件 関 係	☒ 工事支障物件あり	☒ 支障物件名（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☒ 水道 ☒ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ）） ☒ 移設時期（ ☐ 令和 年 月 頃 ☒ 別途協議） ☐ 防護（ ）
	☐ その他	☐ その他（ ）
薬液注入関係	☒ 薬液注入工法等の指定あり	☒ 設計条件（設計書参照） 工法区分（二重管スレーナ工法） 材料種類（無機） 施工範囲（図面参照） ☒ 削孔数量（数量計算書参照） 注入量（数量計算書参照） その他（ ）
	☒ 提出書類あり	☒ 工法関係（施工計画書） 材料関係（材料確認書）
	☒ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
再生材使用関係	☒ 再生材使用の指定あり	☒ 再生材の種類（ ☒ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☒ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂） ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 （認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ）） ☒ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
そ の 他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	☐ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	☒ 現場発生産あり	☒ 品名（ 円形覆工板φ1800 ） 数量（ 1枚 ） 保管場所（ 津市桜橋三丁目77-1 桜橋ポンプ場 ） その他（ ）
	☐ 支給品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ）
		時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	☐ 盛土材等工事間流用あり	☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ） ）
		☐ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ） ）
	☐ 現場環境改善費適用工事	数量（ ） 運搬距離（L＝ km）
		☐ 現場環境改善の内容（率分）（ ）
	☐ その他（ ）	☐ 現場環境改善の内容（積上）（ ）
適 用 条 件	☒ 適用条件	☐ その他（ ）
		☒ 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和4年7月1日）） ☒ 三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-2 第22項中「電子メールなどの署名または押印が不要な手段により」とあるのは「電子メールなどにより」と、第26項「書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。」とあるのは「書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。」と読み替えるものとする。 ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 ☒ 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン(平成31年3月)（一部改正：令和2年4月）を参考とする。 ☐ 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示ー（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。 ☒ デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書に準拠すること ☒ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること ☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
監督の区分 （共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)）	☒ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ た場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
電 子 納 品	☐ 工事完成図書（工事写真含む） ☒ 電子納品対象外	☐ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ ☐ 2部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 4 年 7 月改訂）を適用
地質調査の 電子成果品等	☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり	☐ 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/）） ☐ 検定料金の計上（ ☐ A検定 ☐ B検定 ） （注：受注後、これにより難しい場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日 までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を 超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	☒ 建設副産物情報交換システム ☒ 建設発生土情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 ☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	☐ 下請企業の次数制限	☐ 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
特例監理技術者の 設置	☐ 特例監理技術者の設置	☐ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。
配慮依頼事項	☒ 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 ☒ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製 品の使用 ☒ 建設機械、機器等の借入れ ☒ 使用人等において市民の活用	☒ 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等 において市内本店事業者を活用することに配慮すること。 ☒ 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮するこ と。 ☒ 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮すること。 ☒ 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。
津市公契約条例	☒ 津市公契約条例に関する特記	☒ 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場に おける合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務 所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査 その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.6

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
津市公契約条例		2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。
	☑ 労働環境の確保に係る誓約事項	☑ 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
社会保険等未加入対策	☑ 社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☑ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
法定福利費の負担	☑ 法定福利費を明記した標準見積書の活用	☑ 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。 （津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）
暴力団等の不当介入の排除等	☑ 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	☑ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」という。）の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。 1 受注者の義務 (1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力を行うこと。 (5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。 (6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 (1) 入札参加資格等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。 (2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。 3 契約等の解除 (1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.7

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	☒ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	☒ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。 1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。 6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要であると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。
ワンデーレスポンス	☒ ワンデーレスポンスの実施	☒ 1 この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 なお、質問・協議等に当たっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。 2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。 3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。 4 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.8

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
建設業退職金共済制度に係る事務手続き	☒ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	☒ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。 1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。 2 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書（電子申請方式）について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入適用除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。 3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難しい場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1.7以上を目途とすること。 4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。 5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに「掛金充当実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛金充当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認してください。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他関連書類の提示を求める場合がある。 6 建設キャリアアップシステムの活用 建設キャリアアップシステム（以下、CCUS という。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。
津市工事請負の地元調整	☒ 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	☒ 本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。 1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生しました。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。 2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。 3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.9

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
		(3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。 4 工事説明の進め方 (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。 (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関することを、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。 (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。 (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。 (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。 (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。 5 不当要求行為等 (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する局次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。 (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。 (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。
その他	☐ その他	☐ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
 令和4年7月